

市場取引監視委員会規程

(目的)

第1条 この市場取引監視委員会規程は、定款第53条第4項の規定に基づき、株式会社堂島取引所(以下「本所」という。)に設置する市場取引監視委員会(以下「委員会」という。)の権限、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の権限等)

- 第2条 委員会は、本所の商品市場における取引の方法、管理その他本所の業務の運営について、代表取締役社長(定款第32条第2項に規定する代表取締役社長をいう。以下同じ。)からの諮問を受け、又は代表取締役社長に対して意見を述べることができる。
- 2 委員会は、代表取締役社長に対し、本所の有する市場情報等の提供を求めることができる。
- 3 委員会は、代表取締役社長に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(組織、委員の委嘱等)

- 第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織し、そのうちから委員長1人を互選する。
- 2 委員は、商品市場における取引について学識経験を有する者のうちから取締役会の同意を得て代表取締役社長が委嘱する。
- 3 在任中の委員は、上場商品構成品等(商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第15条第1項第1号に規定する上場商品構成品等をいう。以下同じ。)の取引に関係のある事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること若しくは商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資することができない。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の補充)

第5条 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、代表取締役社長は、取締役会の同意を得てこれを補充する。この場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分保障)

第6条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されない。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 委員会により、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(解任)

第7条 代表取締役社長は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、当該委員長又は委員を解任しなければならない。

(委員会の開催及び議決)

第8条 委員会は、原則として年4回開催する。

- 2 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長は委員からの要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員のうち過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第9条 委員長若しくは委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

(提言の尊重)

第10条 代表取締役社長は、委員会から提言を受けたときはこれを尊重しなければならない。

(主務大臣への報告)

第11条 代表取締役社長は、委員会から提言された内容を主務大臣に報告するものとする。

(議事録)

第12条 委員会は、議事録を作成し、これを審議に要した関係書類と共に本所の事務局に保存させる。

(解釈の疑義)

第13条 この市場取引監視委員会規程の解釈に疑義があるとき、又はこの市場取引監視委員会規程に明文のない事項について臨機の処置を必要とするときは、本所の決定に従うものとする。

附則

- 1 この市場取引監視委員会規程は、令和3年4月1日又は本所の組織変更に係る法第132条第1項の認可を受けた日（令和3年3月19日）のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により同項に規定する日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、当該日以後の本所が定める日から施行する。
- 3 施行日前の市場取引監視委員会規程は、これを廃止する。
- 4 施行日前の市場取引監視委員会規程に基づいてなされた事項は、施行日においてこの市場取引監視委員会規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。